

吉野町 町制 70 周年記念基本方針

1. はじめに

吉野町は、令和 8 年 5 月 3 日に、町制 70 年を迎えます。さらに令和 8 年は、昭和元年以から起算し、昭和 100 年を迎える年になります。

この節目を迎えるにあたり、その事業展開にあたっての基本的な考え方をまとめます。

2. 基本理念

町制 70 周年という節目を、町民皆さまと祝うとともに、長きにわたり本町の礎を築いてきた先人たちのたゆまぬ努力と功績を深く見つめ直し、まちの魅力や地域資源を再発見・再認識することで、ふるさとへの誇りや愛着心を高め会う機会とします。

これらの気づきや資源を、未来の吉野町を築いていく次世代につなげていくものとし、次の 70 年も誇り高く、誰もが希望を抱ける吉野町を築く決意を新たにします。

2. コンセプト

みんなの吉野、これまでも、これからも
～70 周年の歩みと、未来への一歩をともに～

3. 基本方針

(1) シビックプライドの醸成

町制 70 周年を節目の年に、先人たちが守り、育み、受け継がれてきた歴史、文化、自然環境といった地域資源を、町民とともに再発見・再認識する機会を創出します。

その過程を通して、ふるさとへの愛着や誇りを高めあうことで、シビックプライドの醸成を図ります。

(2) 次世代につなげる未来志向の取組

将来を担う子どもたちが、良き思い出として深く心に残り、輝く未来に夢を膨らませることができる取組を推進します。

地域が一体となり、次の 70 年につながる新しい一歩となる機会を創出します。

(3) まちの魅力発信

町制 70 周年を契機として、官民一体となり、多様な人たちの交流を生む新たな事業を展開し、まちの魅力を力強く発信します。

まちの魅力を多様な人々が分かち合う機会を創出することで、地域の活力を高めます。

4. 実施期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5. 記念事業の構成

町制 70 周年記念事業は、町民・事業者企画事業、協賛事業、町企画事業の 3 つに分け、企画及び実施するものとします。

(1) 町民・事業者企画事業

町民公益団体・事業者等が主体的に行う事業で、70周年記念事業の趣旨に賛同し、基本理念のもと創意工夫しながら取り組む事業に対して、70周年記念事業として位置づけます。

(2) 協賛事業

各公的組織団体、町民公益団体・事業者等の事業で、70周年記念事業の趣旨に合うと認められる事業に対して、協賛事業事務取扱要綱に準じ、「吉野町町制70周年記念」の表示等の使用を認め、広くPRに協力していただきます。

(3) 町企画事業

① 記念式典

町制70周年を町民の皆様と共に祝いし、本町の更なる発展を祈念する「吉野町町制70周年記念式典」を開催します。

② 70周年を契機に取り組む事業

③ 70周年に関連して吉野町魅力を町内外にPRする事業

④ 従来から実施している事業で、70周年記念事業に位置づけるにふさわしい事業

6. 検討体制

(1) 政策会議

政策会議は、町長、副町長、教育長及び参事で構成しており、町制70周年記念事業に係る基本方針や事業の具体的な内容の決定を行います。

(2) 町制70周年記念事業プロジェクトチーム

町職員で構成し、記念事業にかかる計画素案の作成や記念式典、記念事業の企画運営、事務局の補助などを行います。

(3) 事務局

事務局は町長公室に設置し、記念事業の企画・運営、各組織との連絡調整を総括的にを行います。

庁内体制図

